

『鷺ガス電気』を新規お申し込みで
契約時期に関わらず

電気代基本料金

3ヶ月無料

3ヶ月分の基本料金は

30Aなら 2,574円(税込) 割引 50Aなら 4,290円(税込) 割引

40Aなら 3,432円(税込) 割引 60Aなら 5,148円(税込) 割引

既に鷺ガス電気ご加入の方は対象外です。

※都合により終了する場合があります。
※一部適用対象外となる場合がございます。
詳細につきましては、裏面の
「付帯メニュー定義書」をご確認ください。

さらに
今なら!

2021年6月23日(水)から
2021年9月30日(木)までのお申し込みで

QUOカード2,000円分が
もらえる

※詳細は裏面参照



Webからのお申し込みは、とってもカンタン!

①電気とガスの
検針票があると、
お申し込みが
スムーズ!



②スマホで下記の
QRコードを読み込むか
鷺ガス電気で
検索してください



③申し込みフォーム
に必要事項をご記入
してお申し込み

④お申し込み完了



※「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

「QUOカード2,000円分もらえるキャンペーン」要項

【特典内容】 2,000円分相当のQUOカード

【申込方法】 対象条件を満たしている場合は自動エントリーとなります。

【対象条件】 2021年6月23日(水)～2021年9月30日(木)まで(当日消印有効)に、『驚ガス電気』(ずっとも電気1S・1・2・3)を新規にお申し込みいただき(メニュー変更は対象外)、かつ電気の需給開始日が2021年6月16日(水)～2022年1月31日(月)までの方。

※特典付与時点で「驚ガス電気」の申込取消または解約した方は対象外となります。

※電気の供給開始に向けて手続きに支障がある場合等は、対象外とさせていただきます場合がございます。

※新規の電気契約のお申し込み1件につき1口の応募となります。

※驚宮ガスが別途認めた場合はキャンペーンを適用する場合がございます。

※本キャンペーン期間中または終了後に、同様又は類似のキャンペーンを行う場合がございます。

※本キャンペーンは予告なく変更または終了する場合がございます。あらかじめご了承ください。

【特典の発送】 電気需給開始以降に発送。

※お届け先のお名前・住所は、電気契約のご契約者名・電気使用場所の住所となります。

※驚宮ガスより発送した特典をお受け取りいただけなかった場合には対象外となります。再送はいたしません。

付帯メニュー定義書【『驚ガス電気』新規申込割 電気代基本料金3か月無料】

付帯メニュー定義書【『驚ガス電気』新規申込割 電気代基本料金3か月無料】(以下「本定義書」といいます。)は、驚宮ガス(以下「当社」といいます。)の電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。本定義書で定める付帯メニューを以下「新規申込割」といいます。

1.実施日

本定義書は、2021年1月7日より適用します。

2.定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。

3.適用条件等

(1)当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、「新規申込割」を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

①2021年1月7日以降に、新たに当社の電気需給契約の申し込みを当社所定の方法で行うこと(なお、当該期間外に当社の電気需給契約を申し込んだ場合であって、当該期間中に再度当社に同一の需要場所の電気需給契約の申し込みをした場合を除く)。

②電気の需給開始日が2021年1月1日以降かつお申込みから6か月以内であること。

③当社の電気料金メニューのずっとも電気1S、ずっとも電気1、ずっとも電気2、ずっとも電気3のいずれかが適用されること。

④電気需給契約のお申込み日から遡って1年以内に、同一の需要場所において、本定義書で定める「新規申込割」の適用を受けていないこと。

(2)(1)にかかわらず、電気の供給開始に必要な情報を提供いただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合、不正な申し込みがあった場合、その他当社が不適切と判断した場合は、「新規申込割」を適用できないことがあります。

4.適用期間

「新規申込割」の割引の適用期間は、以下のとおりとします。

3(適用条件等)に定める適用条件を満たす電気需給契約の電気の需給開始日後に初めて到来する計量日から3か月間。(需給開始日と需給開始後に初めて到来する電気の計量日が同日の場合、需給開始日から起算します。)

なお、適用期間の終了にあたっては、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

5.割引内容

当社は、3(適用条件等)に定める条件を満たすお客さまからのお申し込み

を承諾した場合には、以下の通り電気料金を割引します。

(1)電気需給約款15(電気の使用期間)に定める電気の使用期間(ただし、引越し(転入)等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、需給開始直後の使用期間を除く場合があります。)(2)が、「新規申込割」の適用期間に属する場合、原則として、当該使用期間の電気料金の計算に(2)および(3)の割引内容を適用します。

(2)「新規申込割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金(税込)と電力量料金(税込)の合計(付帯メニューの適用がある場合は、この「新規申込割」を除くすべての付帯メニューを適用する前の合計額)から、「新規申込割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金(税込)と同額を割引します。ただし、電気需給約款18(日割計算)(1)にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引額は日割後の基本料金(税込)と同額とします。なお、割引額は、小数点以下切り捨てとします。

(3)(2)によって計算された合計が負となるときは、その1か月の電気料金は、電気需給約款別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

6.適用廃止

当社は、以下の場合には、「新規申込割」の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

(1)電気需給契約が解約等の理由により終了した場合

電気需給約款31(お客さまからの電気需給契約の解約)または32(当社からの電気需給契約の解約)による解約日または終了日

(2)お客さまが3(適用条件等)に定める適用条件を満たさないことが判明した場合

適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日

なお、適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

7. 新規申込割の定義書の変更および廃止

(1)当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款4(本約款等の変更)に準じます。

(2)当社は、本定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3)本定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

○電気の供給範囲：驚宮ガスのガス供給範囲（埼玉県久喜市、加須市） ○ご希望の方には詳しい案内資料をお送りします。

○すでにご使用いただいた電気に関する払い戻し等には応じられません。

- お引越し(転入)等の場合は、お引越し先の電気メーターの計器番号または供給地点特定番号をお手元にご用意ください。
- お申し込みから供給開始までお時間が掛かる場合がございます。電気の需給開始日は、需給開始後に書面にてお知らせいたします。
- 「ガス・電気セット割」を適用される場合、ガス料金と電気料金を合算して請求いたしますが、当月の電気料金が翌月または翌々月のガス料金に合算されることがございます。

お問い合わせ先

ご相談・
お問い合わせは
こちら！



驚宮ガス株式会社

〒340-0211 久喜市上内1005

TEL.0480-58-1301

電話(受付時間) [月～土曜] 9:00～17:00 [日曜・祝日] 休み

※驚宮ガス株式会社は東京ガスの取次店として電気を販売します。小売電気事業者 東京ガス株式会社/登録番号A0064